

監査告示第7号

令和3年3月26日

鹿児島市監査委員	内	山		薫
同	小	迫	義	仁
同	山	口		健
同	長	浜	昌	三

平成30年度包括外部監査の結果に関する措置について（公表）

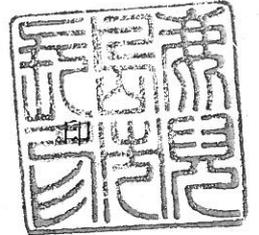
地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。



病 経 第 7 6 号
令和3年3月10日

鹿児島市監査委員 殿

鹿児島市長 下 鶴 隆 央



平成30年度包括外部監査の結果に関する措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）

「病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

指摘事項等	担当局部課名	措 置 状 況
第4部 指摘及び意見 4. 契約について (2) 指摘及び意見 2) 診療材料の新規購入時の手続きについて (意見) 「物品調達代行等業務委託契約」に基づいて業者が提案、採用した診療材料について、物品管理規程に定める手続が一部省略されている。必要な承認は得ているので実質的には問題ないものの、規程が形骸化しているともいえるので、規程の見直しを検討する必要がある。 (P87)	市立病院 事務局 経営管理課	物品調達代行等業務委託契約に基づいて委託業者が提案した診療材料については、令和2年4月から「診療材料を新規に採用しようとするときは、診療材料購入請求書を管理者に提出しなければならない」という同規程に基づき、経営管理課長が診療材料購入請求書を管理者に提出し医療材料物流委員会に諮り、同委員会の承認を得る手続きを経ることとした。

<p>第4部 指摘及び意見 4. 契約について (2) 指摘及び意見 6) 抗体検査等の書面確認の 必要性について (意見) 仕様書で受託業者従事者に定められた抗体検査、ワクチン接種について、一部を除き、接種等の状況確認がなされていない状態である。趣旨の徹底と、後日の証拠の観点から、報告書等の書面により確認すべきである。 (P94)</p>	<p>市立病院 事務局 総務課</p>	<p>仕様書に抗体検査及びワクチン接種の記載のある業務委託について、令和元年4月から受託業者に書面での報告を求め、同月から抗体検査、令和2年1月からワクチン接種状況を確認するようにした。</p>
<p>5. 物品管理について (2) 指摘及び意見 1) 物品出納簿の様式について (意見) 消耗備品については物品出納簿に受払、残高を記入する必要があるが、鹿児島市立病院物品管理規程において物品出納簿のひな形が示されていないため、現場で任意の「消耗備品取得一覧表」という表計算ファイルを作成し適用している。 当該「消耗備品取得一覧表」ファイルは過去に紙面管理していた時代のもので含まれているわけではなく、直近10年分程度のファイルのみが保管されている状態であり、たとえ全て出力したとしても、それが市立病院内の全ての消耗備品の残高を明示できているとは言い難い状況にある。 消耗備品の管理状況を的確に示すようなひな形を作成して適用することが望ましい。 (P100)</p>	<p>市立病院 事務局 経営管理課</p>	<p>物品出納簿の様式を見直すこととし、令和2年10月に物品を管理する各診療科や病棟への説明を行った。令和3年4月からは各診療科、各病棟等において、消耗備品等を物品出納簿で管理することとした。</p>